

## 海外留学支援制度（協定派遣）候補者の家計基準申告について【大学院】

名古屋大学 教育推進部 学生交流課

（独）日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）では、経済的な理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者を支援の対象とし、機構が実施する平成 29 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とすることが手引きに明記されております。

※参考 URL 「第二種奨学金在学採用の家計基準」

大学：<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/2shu.html>

大学院：<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/in/2shu.html>

本制度の支援を希望する場合は、以下の設間にご回答後、下部に学生本人が「学生氏名」「学部・年次」欄を自署でご記入のうえ、ご捺印下さい。

なお、上限額以上の年収・所得がある世帯の方でも、本制度の対象外となる訳ではありませんが、上述のとおり、機構が実施する平成 29 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先します。

年収・所得をわざと低く見積もった虚偽の報告をし、奨学金の受給を受けていることが発覚した場合、同制度による奨学金の支給を取りやめ、支給済みの奨学金を返還して頂くこととなりますので、予めご了承ください。根拠書類の提出を求める場合もありますので、その際は速やかにご提出願います。

頂いた個人情報は海外留学支援制度（協定派遣）に関する業務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

別紙の申告内容に相違がないことを確認しました。

学生氏名： \_\_\_\_\_ 印

学部・年次： \_\_\_\_\_

提出期限：平成 29 年 11 月 9 日（木）

問合せ先：教育推進部学生交流課（国際開発研究科棟 1 階）TEL: 052-789-5733

Email: [exchange@adm.nagoya-u.ac.jp](mailto:exchange@adm.nagoya-u.ac.jp)

<大学判定> 基準内 ・ 基準外

**2 枚目にある「確認事項・回答欄」へ記入し、  
2 枚セットで提出してください。**

(別紙)

## 家計基準適格性判定のための確認事項【大学院】

確認事項	回答	
① 課程の区分		
② 定職収入	円	<該当がある場合のみ>
③ アルバイト	円	<該当がある場合のみ>
④ 父母からの給付額	円	<該当がある場合のみ>
⑤ 奨学金	円	<該当がある場合のみ>
⑥ その他	円	<該当がある場合のみ>
⑦ 定職のある配偶者の収入・所得金額	円	<該当がある場合のみ>

<回答をする際の注意事項>

\*必ず、本人の収入・所得金額について、定職収入、アルバイトの金額を源泉徴収票、確定申告書等に基づき、ご回答ください。

\*原則、「前年」の収入・所得金額を回答してください。ただし、「前年」に比べ、「本年見込」の収入・所得金額が明らかに変動する場合のみ、「前年」に加え「本年見込」も同様にご回答ください。

## ① 課程の区分

※ 現在の学籍を教えてください。

## ② 定職収入

※ 該当がある場合のみ、前年の金額を教えてください。

※ 給与所得者は、源泉徴収票等における「支払金額」(税込み)、給与所得者以外は、確定申告書等における「所得金額」(税込み)をご回答ください。

## ③ アルバイト

※ 該当がある場合のみ、前年の金額を教えてください。

## ④ 父母からの給付額

※ 該当がある場合のみ、前年の「年額(実費)」を教えてください。

## ⑤ 奨学金

※ 該当がある場合のみ、前年の「年額(実費)」を教えてください。

※ 申込み中のものは除きます。

## ⑥ その他

※ 利子、配当、預貯金の取り崩し額等の該当がある場合のみ、前年の「年額(実費)」を教えてください。

## ⑦ 定職のある配偶者の収入・所得金額

※ 源泉徴収票、確定申告書等を確認し、それらの書類に基づいた金額を教えてください。